お又はまぐろをとることを目的とする漁業を除く。）及び漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第三号に規定する遠洋底びき網漁業に限る。以下この号において同じ。）	○・一二	○・一〇	○・〇六	○・一八	○・一五	○・一〇

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる漁船積荷保険に係る保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百四十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の十五第二項の規定に基づき、平成十一年十月一日農林水産省告示第千二百七十三号（漁船損害等補償法第百三十八条の十五第二項の再保険料率の算定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十日　農林水産大臣　林　芳正

本則中「〇・七二パーセント」を「一七・〇二パーセント」に、「〇・〇二パーセント」を「一五・二四パーセント」に、「一〇・四九パーセント」を「一九・四七パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三百五十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
熊本県上益城郡益城町大字島田字南嶋九一五番から同県上益城郡益城町大字島田字一番割六七〇番六先まで	前	最小 二四八	一三四
		最大 四五	
	後	最小 一九一	
		最大 三二	
熊本県上益城郡嘉島町大字井寺字下大迫一四一六番一から同県上益城郡嘉島町大字井寺字山犬迫四二四番まで	前	最小 二九〇	五九四
		最大 三五	
	後	最小 二六〇	
		最大 三二	

○国土交通省告示第三百五十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福岡県京都郡苅田町大字雨窪字倉谷五四八番から同県京都郡苅田町大字上片島字佐平一八五三番一まで	前	最小 二〇七	六、七七四
		最大 一二	
	後	最小 一六四	
		最大 一一	
行橋市大字延永字三角八九四番二から同市大字下検地カシノ木四七四番一まで	前	最小 三五六	一、六二九
		最大 一二	
	後	最小 三四三	
		最大 一二	

○国土交通省告示第三百五十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東北縦貫自動車道八戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
八戸市大字田面木字韮窪二四番二一から同市大字坂牛字妻ノ神一〇番四まで	前	最小 四三〇	四四〇
		最大 六三	
	後	最小 三七五	
		最大 三九	

○国土交通省告示第三百五十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	福岡県京都郡苅田町大字雨窪字口ヶ坪二七一番一から行橋市大字下検地字畑廻り八〇八番一まで	平成二十六年三月二十三日　十五時

○国土交通省告示第三百五十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	熊本県上益城郡益城町大字島田字南嶋九四八番二から同県上益城郡嘉島町大字井寺字山犬迫四二四番まで	平成二十六年三月二十二日　十五時